

緊急事態宣言発令後のテニスクラブ営業について

豊中テニスクラブ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

4/7 政府より緊急事態宣言の発出があり、昨日（4/13）大阪府知事から対策本部会議の決定に基づく緊急事態措置が発令されました。

その中で、運動施設の休業要請については屋内施設を対象とすると発表され、屋外施設は対象外となり、感染拡大予防を徹底することで、営業することが認められていると考えます。

当テニスクラブは屋外テニスコートですので営業を続けてまいりますが、3月以降実施してまいりました感染防止対策をさらに強化・徹底し、最大限の感染防止策を講じてまいります。

どうぞ、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 3密にあたるクラブハウスの利用禁止（トイレ・更衣室を除く）
- スタッフは出勤前に必ず検温し、37.2度以上であれば出勤停止
- スタッフのマスク着用
- コーチはお客様への飛沫を避けるためマスク着用してレッスンを行う
- コート上ではコーチとスクール生間及びスクール生の皆様同士の距離を保つことの徹底
- 対人受付を伴うメイト証の受け渡し等の停止
- クラブ内の備品やドア等、及びレンタルラケットの消毒の徹底
- 体験レッスン及び新規ご入会の停止

また、お客様にお守りいただきたい事項として、

- テニスクラブご入場の際には、必ずマスクをご着用ください（プレー中は任意です）
- 咳や発熱等の症状、体調が思わしくない方は、当クラブへのご来場をお控え下さい
- スクールやレンタルコートご利用後は、できるかぎり速やかにご退出ください
- 更衣室ご利用の場合は、密接利用を控え、かつ短時間・少人数でのご利用をお願いします
- コート内外を問わず、他の方との距離をできるだけ取り、私語をお控え下さい

上記事項をお守りいただけないお客様には、やむを得ず退場して頂く場合がございますので、予めご了承ください

皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。